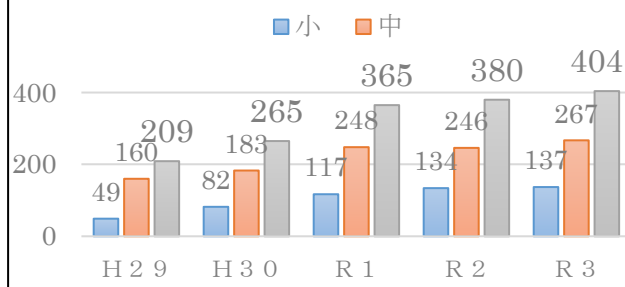


不登校児童生徒の支援に関する指針の概要

これまで市教委は令和3年4月に不登校対策プランを策定し、各学校で「未然防止」「初期対応」「自立支援」の取組を実施してきましたが、不登校児童生徒の増加に歯止めがかからない状況です。そのため、「不登校児童生徒に対する教育機会の確保」「支援の拡充」に向け、「不登校児童生徒の支援に関する指針」を策定することにしました。

不登校児童生徒の状況（過去5年）



これまでの取組

【未然防止の視点】

- ・不登校対策プランの策定
（「魅力ある学校づくり」の推進）
- ・不登校児童生徒に関する研修

【初期対応の視点】

- ・不登校対策モデル校の指定
（小学校1校、中学校1校指定）
（不登校対策支援員の配置）
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

【自立支援の視点】

- ・学校適応指導教室の東部地区開設
（トピリカ学級開級）

現状の課題

不登校児童生徒の多くは、社会的なつながりや学びが途切れがちであり、多様な課題に応じたきめ細かな支援が必要である。そのための手立てとして、不登校児童生徒に対し社会性を身に付けさせることや教育機会を保障する必要がある。

「不登校児童生徒の支援に関する指針」の内容構成

- 1 不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導を受ける場合に関するガイドライン
 - ・学校外の公的機関
教育支援センター「あおば学級」「トピリカ学級」「山なみ学級（R5.4開級予定）」
 - ・フリースクール
不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設
 - ・通常、学校のある時間帯で受け入れを行っている

○不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導を受けた場合の指導要録上の「出席扱い」について
- 2 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用して学習を行う場合のガイドライン
 - ・オンライン授業～教室又は別室と自宅をオンラインで接続し、同時双方向型の授業
 - ・オンライン学習～自宅でAI型ドリルや学校から配付された課題を使った学習

○不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の「出席扱い」について